

## 第3号議案

### 業務規程変更案及び送配電等業務指針の修正について

(案)

1. 第96回理事会において議決した業務規程変更案について、第3回通常総会（平成29年3月1日開催）にて議決した第6号議案「本総会議決事項の修正等に関する委任の件」に基づき、別紙1のとおり字句修正を行い、経済産業大臣に対し、変更認可申請を行う。
2. 第96回理事会において議決した送配電等業務指針について、別紙2のとおり字句修正を行い、経済産業大臣に対し、変更認可申請を行う。

以上

#### 【添付資料】

別紙1：電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

別紙2：電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

総会議案	変更認可申請案																																																																		
<p>(電源接続案件募集プロセスの開始)</p> <p>第 77 条 (略)</p> <p>5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、第 80 条第 1 項に基づき策定する募集要綱を公表するまでの間、<u>暫定的に当該送電系統に電源接続のために確保する容量を定める。</u></p> <p>6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び前項により定めた<u>暫定的に当該送電系統に電源接続のために確保する容量を公表するとともに</u>、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>(電源接続案件募集プロセスの開始)</p> <p>第 77 条 (略)</p> <p>5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、第 80 条第 1 項に基づき策定する募集要綱を公表するまでの間、<u>電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を定める。</u></p> <p>6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び前項により定めた<u>電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を公表するとともに</u>、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>																																																																		
<p>(募集要綱の策定等)</p> <p>第 80 条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、募集する容量、電源接続のために<u>暫定的に当該送電系統に確保する容量</u>その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定める。</p>	<p>(募集要綱の策定等)</p> <p>第 80 条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、募集する容量、電源接続のために<u>当該送電系統に暫定的に確保する容量</u>その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定める。</p>																																																																		
<p><b>第 10 章 地域間連系線の管理</b></p> <p>(連系線の管理)</p> <p>第 124 条 本機関は、法第 28 条の 40 第 8 号に基づき、別表 10-1 の連系線の管理を行う。</p> <p style="text-align: center;">別表 10-1 連系線</p> <table border="1" data-bbox="86 1142 1264 1835"> <thead> <tr> <th>連系線</th> <th>区間</th> <th>対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道本州間連系設備</td> <td>北海道 ～ 東北</td> <td>北海道・本州間電力連系設備</td> </tr> <tr> <td>東北東京間連系線</td> <td>東北 ～ 東京</td> <td>相馬双葉幹線</td> </tr> <tr> <td>東京中部間連系設備</td> <td>東京 ～ 中部</td> <td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備</td> </tr> <tr> <td>中部関西間連系線</td> <td>中部 ～ 関西</td> <td>三重東近江線</td> </tr> <tr> <td>中部北陸間連系設備 (※ 1)</td> <td>中部 ～ 北陸</td> <td>南福光連系所、南福光変電所の連系設備</td> </tr> <tr> <td>北陸関西間連系線 (※ 1)</td> <td>北陸 ～ 関西</td> <td>越前嶺南線</td> </tr> <tr> <td>関西中国間連系線 (※ 2)</td> <td>関西 ～ 中国</td> <td>西播東岡山線、山崎智頭線</td> </tr> <tr> <td>関西四国間連系設備</td> <td>関西 ～ 四国</td> <td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td> </tr> <tr> <td>中国四国間連系線</td> <td>中国 ～ 四国</td> <td>本四連系線</td> </tr> <tr> <td>中国九州間連系線</td> <td>中国 ～ 九州</td> <td>関門連系線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※ 1) <u>北陸関西間連系線</u>および<u>中部北陸間連系設備</u>については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮</p>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備	東北東京間連系線	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備	中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備 (※ 1)	中部 ～ 北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系設備	北陸関西間連系線 (※ 1)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線 (※ 2)	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線	<p><b>第 10 章 地域間連系線の管理</b></p> <p>(連系線の管理)</p> <p>第 124 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">別表 10-1 連系線</p> <table border="1" data-bbox="1492 1142 2671 1835"> <thead> <tr> <th>連系線</th> <th>区間</th> <th>対象設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道本州間連系設備</td> <td>北海道 ～ 東北</td> <td>北海道・本州間電力連系設備</td> </tr> <tr> <td>東北東京間連系線</td> <td>東北 ～ 東京</td> <td>相馬双葉幹線</td> </tr> <tr> <td>東京中部間連系設備</td> <td>東京 ～ 中部</td> <td>佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備</td> </tr> <tr> <td>中部関西間連系線</td> <td>中部 ～ 関西</td> <td>三重東近江線</td> </tr> <tr> <td>中部北陸間連系設備 (※ 1)</td> <td>中部 ～ 北陸</td> <td>南福光連系所、南福光変電所の連系設備</td> </tr> <tr> <td>北陸関西間連系線 (※ 1)</td> <td>北陸 ～ 関西</td> <td>越前嶺南線</td> </tr> <tr> <td>関西中国間連系線 (※ 2)</td> <td>関西 ～ 中国</td> <td>西播東岡山線、山崎智頭線</td> </tr> <tr> <td>関西四国間連系設備</td> <td>関西 ～ 四国</td> <td>紀北変換所、阿南変換所間の連系設備</td> </tr> <tr> <td>中国四国間連系線</td> <td>中国 ～ 四国</td> <td>本四連系線</td> </tr> <tr> <td>中国九州間連系線</td> <td>中国 ～ 九州</td> <td>関門連系線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※ 1) <u>中部北陸間連系設備</u>および<u>北陸関西間連系線</u>については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮</p>	連系線	区間	対象設備	北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備	東北東京間連系線	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線	東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備	中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線	中部北陸間連系設備 (※ 1)	中部 ～ 北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系設備	北陸関西間連系線 (※ 1)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線	関西中国間連系線 (※ 2)	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備	中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線	中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備																																																																	
東北東京間連系線	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備																																																																	
中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備 (※ 1)	中部 ～ 北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系設備																																																																	
北陸関西間連系線 (※ 1)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線 (※ 2)	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																	
連系線	区間	対象設備																																																																	
北海道本州間連系設備	北海道 ～ 東北	北海道・本州間電力連系設備																																																																	
東北東京間連系線	東北 ～ 東京	相馬双葉幹線																																																																	
東京中部間連系設備	東京 ～ 中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備																																																																	
中部関西間連系線	中部 ～ 関西	三重東近江線																																																																	
中部北陸間連系設備 (※ 1)	中部 ～ 北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系設備																																																																	
北陸関西間連系線 (※ 1)	北陸 ～ 関西	越前嶺南線																																																																	
関西中国間連系線 (※ 2)	関西 ～ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線																																																																	
関西四国間連系設備	関西 ～ 四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備																																																																	
中国四国間連系線	中国 ～ 四国	本四連系線																																																																	
中国九州間連系線	中国 ～ 九州	関門連系線																																																																	

総会議案	変更認可申請案
<p>し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。</p> <p>(※2) 関西中国間連系線については、同連系線を含むループ系統内でのルート断故障において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流（以下「関中フェンス潮流」という。）により管理する。</p>	<p>し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。</p> <p>(※2) (略)</p>

## 電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

総会議案	変更認可申請案
<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条、第95条及び第96条の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的な容量を確保する。</p>	<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、第95条及び第96条の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的な容量を確保する。</p>
<p>(北海道風力実証試験の実施)</p> <p>第2条 北海道地域内における風力発電導入拡大に向けた実証試験（平成23年9月30日付け 北海道電力株式会社、東北電力株式会社及び東京電力株式会社公表。以下「北海道風力実証試験」という。）に関する一般送配電事業者は、<u>同</u>実証試験が終了するまでの間、設定されたマージンの範囲内において、北海道風力実証試験を実施する。</p>	<p>(北海道風力実証試験の実施)</p> <p>第2条 北海道地域内における風力発電導入拡大に向けた実証試験（平成23年9月30日 北海道電力株式会社、東北電力株式会社及び東京電力株式会社公表。以下「北海道風力実証試験」という。）に関する一般送配電事業者は、<u>北海道風力</u>実証試験が終了するまでの間、設定されたマージンの範囲内において、北海道風力実証試験を実施する。</p>

# 電力広域的運営推進機関